

# 中国における法人処罰の動向

王 平

桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程

2005 年 9 月 15 日 受理

## はじめに

現代社会では、市場経済の発展に伴い、法人は、特殊な経済主体として、経済生活の中に出現した。しかし、法人というものが生まれてから、法人犯罪の歴史も始まっている。実際、法人によって行われた密輸、賄賂、貿易の独占、専売特許の侵害等の犯罪は数え切れないほど存在する。したがって、いかにして法人を主体とする犯罪を取り締まるかが、各国の刑事法の分野において重要な課題となりつつあるといつても過言ではあるまい。

中国では、1979 年に制定された刑法において、既に法人犯罪の問題に触れていた。しかし、その法律に定められている法人処罰は、法人の責任者たる自然人（法定代表者）を処罰するのみで、法人自身の刑事責任には触れていなかった。1987 年に公布された「中華人民共和国税関法」は第 47 条において「企業・事業体、国家機関、社会団体が密輸罪を犯したとき、司法機関によって主管者及び直接責任者に対して法により刑事責任を追及する。当該組織体に対しては罰金を科し、密輸貨物、品物、密輸運送道具、不法所得を没収する」と定めている。この規定は、はじめて法人組織が犯罪主体になりうると明言した上、法人が密輸罪を犯したときは、当該法人の主管者（組織の指導者）及び他の直接責任者（直接に行為を実施する者）である自然人を処罰するほか、法人自体にも罰金を科せられると定め<sup>1</sup>、中国における法人処罰の新たなスタートとして高く評価された。1997 年の新刑法では、企業を犯罪主体の一つとして刑罰を適用する等の規定がなされた。中国の刑事立法は、この面で画期的な意義をもつ第一歩を踏み出したが、これは中国刑法が犯罪主体という問題について、新しい概念を形成し、新たな段階に入ったことを示す標示といえよう。

本論文は、中国における法人処罰の流れをまとめるため、現在の主たる問題点を取り上げ、それらを日本の法人犯罪に関する立法及び学説、判例等と比較して、中国における法人犯罪の研究に示唆を与えるとするものである。

## 目 次

### 第一章 中国の法人犯罪の背景

#### 第一節 中国における法人犯罪の現状

#### 第二節 法人処罰の必要性について

#### 第三節 法人犯罪をめぐる論争

---

Wang Ping : Department of Law, Faculty of Law, Toin University of Yokohama, 1614 Kurogane, Aoba-ku, Yokohama 225-8502

## 第二章 中国における法人犯罪の立法経緯

- 第一節 はじめての法人犯罪に関する規定について
- 第二節 両罰制による法人犯罪に対する規定について
- 第三節 新刑法による法人犯罪に対する規定について

## 第三章 法人犯罪の中日比較

- 第一節 中国における法人犯罪の特徴
- 第二節 日本における法人処罰の概説
- 第三節 法人犯罪の中日比較

## 第四章 今後の対策

# 第一章 中国の法人犯罪の背景

## 第一節 中国における法人犯罪の現状

法人犯罪は、商品経済の発展に伴って生じたものである。中国では1979年までは、社会主义計画経済が実施されていたため、法人による犯罪は少なく、特に問題になることはなかった。しかし、経済体制の改革と法人制度の確立に伴う、社会経済活動の変化により、自己の利益のためには違法手段をも辞さない法人組織体が増加した。また、「改革・開放」初頭の混乱状態の中で、一部の国家機関、社会団体も、権力を濫用し不法な営利活動を行うようになった。これらの法人組織体による犯罪は、国家の正常な経済統制及び人々の生命、健康あるいは消費生活に多大かつ広範な脅威を及ぼしている。例えば、偽造；劣悪な商品の製造や販売；密輸；関税や納税拒否；贈賄や収賄；虚偽広告；環境への危害；商標権や特許の侵犯；株式の発行や高利資金の集中を利用する詐欺等が含まれ、中国の商品生産や流通秩序を極めて大きく破壊している<sup>2</sup>。

## 第二節 法人処罰の必要性について

法人犯罪の特徴は大規模という点であり、それ故に社会に与える影響が大きい。法人（特に国有ないし集団所有制の法人）は法律により成立した社会組織であるがゆえに、人々がその犯罪を見逃してしまう可能性が高く、法人犯罪の社会的な危害性は、自然人の犯罪よりはるかに大きいものである。

中国の商品経済の発展とともに、法人犯罪の発生が増加・深刻化していくのは、利益本位であることに原因があるが、体制面からくる要因とも深い関係があるといえよう。現在の中国は、計画経済体制から市場経済体制への転換期にあり、法律制度やこれに関する措置が改革の需要に間に合わないという、やむを得ない状況が生じている。

法人犯罪を処罰することは、国際市場に対応するためにも要請される。中国では、現在、対外経済交流を積極的に展開し、国際分業に参与している。市場経済体制の確立、関税及び貿易に関する全ての協定へ復帰し、国際市場との融和を実現するには、市場に関する様々な習慣、制度、法律等をしだいに国際化しなければならない。中でも法人犯罪を処罰する制度は、市場秩序保護の手段として必須である。多くの国では、国際市場において差別や混乱を防ぐために、刑法あるいは特別法の中で、法人犯罪とその刑事責任について規定している。つまり、中国の法律に法人犯罪に対する処罰規定がなければ、中国の法人が外国で行う犯罪には刑事的な責任が追求されるが、外国の法人が中国で行う犯罪行為には、刑事的責任を追及できないという問題的状況が生じかねない<sup>3</sup>。

このような現実に対応するために、刑法学は法人の犯罪能力及び法人処罰をめぐって議論を展開してきたが、現行の刑法理論は、基本的に自然人の犯罪を念頭において形成されたものであり、それを新たな犯罪現象である法人犯罪にあてはめ、法人処罰という社会的要請に応えようとすると、様々な問題に遭遇することになる。中国においても法人犯罪に対する刑事規制は重要な課題の一つである。

### 第三節 法人犯罪をめぐる論争

中国の伝統的な刑法理論では、日本と同様に長年にわたり法人の犯罪能力を否定してきたため、1979年に公布された刑法において、設けられた犯罪は、法定年齢を満たし責任能力を有する自然人の行為に限られるとしていた。しかし、1982年に至り、学界によって「法人は犯罪を行うことができないのか？」という議論が提起され、従来の見解に反し、法人も犯罪能力を有するとの見解が主張された。これを発端として、中国の刑法学界では、法人の犯罪能力をめぐり活発な論争が展開された。この論争を通じて法人犯罪について、法人も犯罪能力を有するか、否定論と肯定論の両派が形成され、問題の解釈について対立している。

否定派の主な論拠は次の通りである。①中国の法人は、法律及び他の法規に基づき設立されたものであり、その目的は国家全体の利益と一致しており、その経営活動も自国経済システムに組込まれている。したがって、このような目的を持つ法人組織が、国と社会との利益を侵害する犯罪を実行することはできない<sup>4</sup>。②法人には刑事責任能力が存在する生理的な基礎がなく、意識や意思能力が備わっていないため、犯罪に不可欠な刑事責任能力（という要件）がない<sup>5</sup>。③刑罰の適用から見ると、法人処罰は現行刑罰制度と適合しない。なぜなら、中国の現行刑罰体系の中心は、自由刑、生命刑であり、これらの刑罰は法人に適用しえないからである。それ以外の刑罰、罰金刑、財産没収刑は附加刑として、軽微な犯罪に対してしか適用できない<sup>6</sup>。さらに、自然人への罰金刑はその納付ができない場合、労役場留置という自由刑に換刑ができるが、この方法は法人処罰には適合しない。④中国の刑罰の目的は、刑罰を通じて犯罪者を教育・改善し、犯罪予防の目的を実現することにある<sup>7</sup>。この目的から見て、法人は社会組織であり、生命メカニズムや知力機構を有しておらず、したがって犯罪の故意がなく、直接に教育改造できないのであるから、根本的に刑罰目的を実現できない。また中国の場合、法人組織体の多くは国有企業であり、その財産も国が所有するものであって、国有企業に対して罰金等財産刑を適用すると、国家の自己処罰となってしまう。⑤法人犯罪に対する「両罰制」によって法人を処罰することは、法人組織体における無罪の構成員をも連座的に処罰する恐れがあるのみならず、「二重処罰」に当たる疑いもある<sup>8</sup>。

否定説の以上の見解に対して、肯定説はつぎのように反論する。それは、①法人制度の社会主义の性質は、法人自体の活動が適法であることを必ずしも保証するものではない。法人は法に基づくものであっても、各法人自体には独自の利益がある<sup>9</sup>。なぜに、法人が自己利益と国家利益との関係を正しく処理しなかった場合に、法人の行為が違法と評価される可能性が出て来るのか。法人が民事、経済、行政法律関係の主体であることを認める以上、必然的に法人のこれらの領域における思想や意思を承認しなければならない。一般的な違法行為と犯罪は、絶対的な質の差ではなく、相対的な量で区別される。法人は違法行為の主体になり得る以上、犯罪行為の主体にもなり得るはずである。②法人は自然人のように意思と肉体を持つものではないので、自然人の犯罪能力を基準に法人の犯罪能力を分析してはならない。法人組織体は自分の代表者を持ち、その代表者は法人の活動を指揮・支配する。法人はその機関によって意思を形成し、これに基づき行為をするものであるから、法人にも意思能力と行為能力がある<sup>10</sup>。③現行法の刑罰体系は自然人を予定して構成されているが、罰金、没収等の財産刑が法人に対して科し得るのは事実である<sup>11</sup>。④刑罰の目的は刑罰の適用による再犯の防止であり、同時に刑罰により他人が教育と威嚇を受けるため、犯罪を予防し、減少させる。こうした原則は、自然人のみではなく、法人にも適用し得る。法人犯罪の処罰が犯罪行為によって獲得された利益よりも大きいことがわかれれば、再犯を抑止する役割を果たす。また、ある法人に対する刑罰の適用は、他の法人に一定の行為の危険性を認識させることができる<sup>12</sup>。したがって、法人に犯罪を宣告し、相当な刑罰を科すことは、刑罰の目的によく適合する。なおかつ国家は国有企業の所有者として監督・管理する権利を持ち、その企業の財産に対して最終処分権を有する。国家が自己所有の財産を罰金の形によって再配分することは「自己処罰」ではない。⑤連座とは、単に犯罪者その人ばかりでなく、その家族や親族等までをも処罰の対象と

する刑罰制度である。対して法人処罰は法人組織体に対する制裁であり、所属する一般構成員にまでは及ばない。したがって、法人処罰は連座とは全く違う制度である。法人を処罰する際、法人の構成員に間接的に多少の不利益をもたらすが、これは犯罪を行った個人に刑罰を加えたときに、必ず犯人の家族あるいは親族に一定の影響を与えるのと同様に不可避のことであり、連座とはいえない<sup>13</sup>。「二重処罰」についても、法人機関の行為は法人の行為と個人の行為の両面性を有するから、法人犯罪を処罰する場合、法人と法人の構成員を同時に処罰しなければならないのであるが問題はない<sup>14</sup>。

法人の犯罪能力について肯定論と否定論は理論上対立しているばかりでなく、現実に発生した「法人犯罪」という現象に対する認識及び対策についても立場を異にしている。肯定論者は、法人犯罪は法人自体の犯罪であると主張しているが、否定論者はいわゆる「法人犯罪」とは、法人の機関たる自然人が法人の名義を利用して実施した犯罪であり、実際には自然人の犯罪であると主張する<sup>15</sup>。実は既述のように、法人は擬制された権利・義務の主体であり、自然人のような意思と肉体を持っていない。したがって、法人犯罪を論ずるときは観念の転換が必要とされる。今日の社会生活において、法人の活動に関連して引き起こされる違法行為は、行政法規違反に限らず、刑法犯に及んでいることは事実である。ここでは刑事責任を、行為者的人格に対する非難ではなく、違法状態の発生に対する非難という意味に解釈し、それに基づいて法人の機関である自然人が行った犯罪は法人に帰属させることができる、と解釈する必要があろう。もっとも、この場合民法において法人自体に不正行為が認められるのと同様の意味で、法人自体の犯罪行為を認めることも可能である。また、刑罰作用の感受能力について、法人が機関及び従業員たる自然人による組織的な精神的・肉体的活動が法人の活動であると認められる以上、法人にも刑罰作用の感受能力を有することが明らかである。したがって、法人が犯罪能力を有するという肯定論の見解の方法が正しいと思われる。法人が違反行為を行った場合、実行行為者を罰するほか、法人も処罰すべきである。

## 第二章 中国における法人犯罪の立法経緯

### 第一節 はじめての法人犯罪に関する規定について

中国刑法学界では、長い間、法人が犯罪主体になることができるか否かについて議論がなされ、司法実務；立法機関における、この問題に対する認識が深められた。中国の法人処罰制度の沿革を見ると、この約20年の間に、法人犯罪に対する積極的な立法政策が採られていることが明らかである。

1979年制定の「刑法」127条は、商標管理法規に違反して、商工企業が既に登録された商標を詐称したときは、「直接の責任者に対し、三年以下の有期懲役・拘束あるいは罰金に処する」と定めている。当該条文は、法人犯罪を認め、商標盗用の犯罪に関して、刑法はその法人自体を罰することなく、犯罪に関与した自然人を「直接責任者」（実行行為者）として処罰する；という「代罰制」方式を採用了した。中国において、代罰制とは、法人犯罪が行われた場合、法人の直接的な責任を負う主管者その他の直接責任者をのみ処罰し、法人は処罰しないことを指している。これに対し日本では、代罰制の名称は、業務主体が違反行為を行った従業者に代わって処罰されることを指している<sup>16</sup>。

1986年に公布された「中華人民共和国民法通則」第110条は、「…自然人または法人の行為が犯罪を構成するときは、自然人または法人の法定代表者に対して法に依り刑事責任を追及しなければならない」と定めていた。この条文は、民法の立場から法人の犯罪能力を肯定し、法人の行為も犯罪を構成することを明らかにしたものである。そして犯罪を行った法人の法定代表者である自然人の刑事責任を追及することを通じて、法人を処罰することと解されたのである。

しかし、これらの規定は法人処罰の効果をもたらそうとしたものにすぎず、実務において、法人犯罪の法律根拠として適用されたことはない。

## 第二節 両罰制による法人犯罪に対する規定

1987年に公布された「中華人民共和国税関法」第47条は、「企業・事業体、国家機関、社会団体が密輸罪を犯したとき、司法機関によって主管者及び直接の責任者に対して法に依り刑事责任を追及する。当該組織体に対しては罰金を科し、密輸貨物、物品、密輸運送道具、不法所得を没収する」と規定している。この規定の中で最も注目すべきなのは、密輸罪を犯した法人自身を处罚することとした点である。つまり、企業・事業体等の法人組織体が密輸犯罪を実行した場合、その直接責任を負う主管者及び直接責任者等を罰するほか、その業務主である法人組織体にも制裁を加えるとしたのである。中国では、このように法人自体及びその構成員たる自然人の中の「主管者と直接責任者」を同時に处罚する方法が、「両罰制」と呼ばれる。これと異なり、日本では、法人の業務に関して違反行為が行われた場合、法人と違反行為者とを处罚する場合を「両罰規定」と呼んでいる。なお、法人と違反行為者とを处罚するだけでなく、法人の代表者をも加えて三者を处罚することは「三罰規定」<sup>17</sup>と呼んでいる。中国において、「直接責任を負う主管者」とは、組織体の指導者をいい、「他の直接責任者」とは、組織体犯罪の実行者をいう。

中国の法体系においては、全国人民代表大会（日本の国会相当）閉会期間中に、その常務委員会が既存の法律を部分的に改正して作った法律は、補充規定と呼ばれ、本来刑法にある違反行為を处罚する規定がない場合に、それを处罚するために刑法に補充規定を作った場合、この規定は決定と呼ばれる。いずれも法律の基本原則と抵触することはできないが、その効力は法律と同じである。以下に法人处罚の決定の例を挙げる。

1988年1月「密輸の罪を处罚することに関する補充規定」第5条2項では、法人の密輸罪を規定。

1988年1月公布「職務上の横領罪、賄賂罪を处罚することに関する補充規定」第6条では、法人収賄罪と法人贈賄罪を規定。

1990年12月公布「麻薬を禁止することに関する決定」第10条では、法人が他人に麻薬・精神薬品製造用の物資を運送・携帯して出入国する罪及び、法人が他人に麻薬・精神薬品を不正に提供する罪を規定。

その他、猥褻物を制作・複製・販売・流通する罪、脱税罪、登録商標・標識を偽造・無断製造する罪等、「両罰制」によって处罚されることになった法人犯罪は、1997年までに既に49種類に達し、全犯罪種の五分の一を占めるに至った。しかし、これまでの法人犯罪に関する規定は、刑法補充規定及び経済・行政等の法規に散在し、それ故に、体系的に整序されたものではなかったので、法人处罚の規定を全面的に整理して、統一的な体系を形成することが必要であった。

## 第三節 新刑法による法人犯罪に対する規定

1997年改正の新刑法は、多年にわたる立法の経緯を総括し、総則と各則を結合する方式を採用して、単位犯罪とその刑事责任を確立し、その総則部分に一節、すなわち総則第二章第四節を設けて、専らかつ体系的に単位犯罪を規定した。中国刑法において「単位犯罪」は、会社、企業、事業体、機関及び団体による犯罪をいう。「単位」とは、社会活動の主体である国家機関、企業等の法人及び法人でない組織をいう。

その内容は以下のようなものである。すなわち、第30条「会社、企業、事業体、機関または団体が社会に危害を及ぼす行為を行った場合は、法律が単位犯罪と規定するときは、刑事责任を負わなければならない、ここにおいて「機関」は、立法機関、行政機関、裁判機関及び検察機関を含む。第31条は、「企業が罪を犯した場合は、企業に対して罰金を科する他、その直接責任を負う主管人員及び他の直接責任者を刑罰に処する。この法律の各則及びその他の法律が別に定める場合は、その規定による」と定

めている。これにおいて、初めて明確に自然人の犯罪主体と企業犯罪の主体の共存を確立した。

新刑法は、総則内の二条文に企業犯罪の総則的規定を置き、各則には企業犯罪に関連する条文が107個あるが<sup>18</sup>、そのうちの6条が専ら企業犯罪の罪を処罰している。例えば、刑法126条は、「法により指定され若しくは確定された銃器の製造企業又は販売企業が、銃器の管理規定に違反して、次の各号に掲げる行為の一つを行ったときは、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、5年以下の懲役に処する。情状が重い場合は、5年以上10年以下の懲役に処し、その情状が特に重い場合は、10年以上の懲役又は無期懲役に処する。一、不法販売の目的で、限定された製造数量を超えて、又は規定された品種によらずに銃器を製造し又は販売したとき。二、不法販売の目的で、無番号、重複番号又は偽番号の銃器を製造したとき。三、銃器を不法に販売し、又は輸出するために製造された銃器を国内で販売したとき」と規定している。

その他の条文はほとんど、まず、前項で自然人犯罪に対する規定を置き、次に、後項で法人が前項の罪を犯した場合という形をとっている。例えば、刑法281条は、「①警察の制服若しくは車のナンバープレート等の専用標識若しくは警察用具を不法に生産し又は販売した者は、情状が重い場合は、3年以下の懲役、拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。②組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者は、前項の規定により処罰する」<sup>19</sup>と規定している。

刑法の各則の分布情況からみれば、単位犯罪につながる条文と罪名は、第2章（公共の安全に危害を及ぼす罪）の5条に6個の罪名、第3章（社会主義市場経済の秩序を破壊する罪）の68条に72個の罪名、第4章（公民の人身の権利及び民主的権利を侵害する罪）の1条に1つの罪名、第6章（社会管理の秩序を乱す罪）の26条に34個の罪名、第8章（横領賄賂の罪）の4条に5つの罪名が規定されている。

このほか、第135条、第137条、第162条、第244条、第394条に企業犯罪を規定しているが、企業自体には刑罰を適用せず、ただ企業の直接責任者への刑罰だけを規定しているにすぎない。例えば、刑法137条は、「建設企業、設計企業、施工企業又は工事監督企業が國家の規定に違反して、工事品質の標準を下げて、重大の事故を引き起こした場合は、その直接責任者は、5年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科する」<sup>20</sup>。その結果が特に重いときは、5年以上10年以下の懲役に処し、罰金を併科する」<sup>33</sup>と規定している。

現在、このような「両罰制」は、中国で法人犯罪を取り締まる際の重要な刑罰制度の一つとして、多くの法人处罚法規に採用されている。同時に、従来の法人处罚方法、すなわち、法人が犯罪を行った場合、その直接の責任者だけを处罚するという「単罰制」も引き続いで存在し、幅広い領域においてなお重要な役割を果たしている。

なお、刑法452条によると、本節に述べた全国人民代表大会が制定した補充規定及び決定のうち、次に掲げるものは、すでにこの法律に編入されているか、または適用できなくなるために、この刑法が施行される日からこれを廃止すると定めている。すなわち、①「密輸の罪を处罚する補充規定」、②「職務上横領罪賄賂罪を处罚することに関する補充規定」、③「登録商標を偽称する犯罪を处罚することに関する補充規定」、④「偽りの又は粗悪な商品を生産し又は販売する犯罪を处罚することに関する决定」、⑤「著作権を侵害する犯罪を处罚することに関する决定」、⑥「会社法に違反する犯罪を处罚することに関する决定」である。

その他の補充規定及び決定については、その内の行政处罚及び行政措置に関する規定は、引き続き有効であるが、刑事责任に関する規定は、すでにこの刑法に編入されているために、この法律が施行される日から、この法律の規定のみが適用されることになる。

新刑法は両罰制による法人犯罪の能力を明確に認めており、中国の刑事立法は、この面で画期的な意義をもつ第一歩を踏み出したのであるが、まだいくつかの問題が残されている。それを次章において、日本法と比較しながら述べてみることとする。

### 第三章 法人犯罪の中日比較

#### 第一節 中国における法人犯罪の特徴

##### 一、立法上の特徴

###### 1、法人犯罪の主体について

1997年3月14日、第八期全国人民代表大会で採択された新刑法は、法人犯罪の定義及び処罰に関する一節を新設し、以下のように規定した。

「第30条 会社、企業、事業体、機関または団体が社会に危害を及ぼす行為を行った場合は、法律が単位犯罪と規定するときは、刑事責任を負わなければならない。」

「第31条 単位が罪を犯した場合は、単位に対して罰金を科するほか、その直接責任を負う主管人員及び他の直接責任者を刑罰に処する。この法律の各則及びその他の法律が別に定める場合は、その規定による。」

これらの条文から見ると、中国において、法人犯罪の主体は法人だけではなく、法人格なき組織体も含む。すなわち、中国刑法では、自然人以外の法人等の組織体が実施した犯罪を単位犯罪と呼び、そうすることで、法人等の単位、組織体の犯罪に対する処罰の法律根拠の問題をも解決したといってよいようと思われる。

中国の刑事立法においては、法人犯罪の主体について、種々の表現が使われている。以下例を挙げる。  
「法人」

1986年公布、中華人民共和国民法通則110条「…犯罪を構成するときは、公民・法人の法定代表者に対して法に依り追及するべきである」

「全人民所有制の企業、事業体、機関、団体」

1988年公布、「職務上横領罪賄賂罪を処罰することに関する補充規定」第6条「全人民所有の企業、事業体、機関または団体が、他人の財物を強要し又は収受して他人のために利益を図り、…」

「企業、事業体、機関、団体」

前述の補充規定の第9条、「企業、事業体、機関又は団体が、不正な利益を図るために贈賄をした場合、…」

「単位」

1994年公布、「著作権を侵害する犯罪を処罰することに関する決定」、第3条「単位がこの決定所定の犯罪行為を行った場合は、単位に対しては、罰金を科するほか、…」。1997年の新刑法は、公式に単位を組織体犯罪主体として位置づけ、またそれに刑罰を適用することを定めた。新刑法第30条の規定によると、単位には会社、企業、事業単位、機関、団体が包括されている。

###### ① 会社

会社とは、経営利益を目的として、その生産と経営活動を組織する経済組織である。中国の会社法によれば、会社には有限責任会社（株主がその出資額を限度として会社に対する債務の責任を引受ける会社）<sup>21</sup>と株式有限会社（その資本の全部を等額の株式に分け、株主はその所持する株式を限度として会社に対する債務の責任を引受ける会社）<sup>22</sup>が包括されている。中国の経済活動において、「会社法」に規定されたこのような二種類以外、国有独資会社、個人出資の会社等もある。法律規定の基準によって、会社の種類を以下のように分けることができる。有限会社、株式有限会社、母会社の子会社、本社と支社、自国会社と外国会社等である。これらの会社は、すべて単位犯罪の主体になり得る。

###### ② 企業

企業とは、法により成立し、また一定の組織形式を備え、生産、流通、科学技術等の活動に従事することを内容に、利潤を獲得し、蓄積を増加し、社会の富を創造することを目的として利益をはかるすべ

ての社会経済組織を指している。国有企業、団体所有の企業、私営企業、連合企業、外国系独資企業、合弁経営企業（中国と外国との合資）等が包括される。会社は企業の一つの組織形式であり、中国刑法では会社と企業を並列においているが、ここでいう企業とは、会社以外の経営組織を指す。

#### ③事業単位

事業単位とは、法律や命令によって成立し、社会の様々な公益活動に従事する組織を指しており、国家事業単位（国家が成立した学校、病院、劇団等）、団体事業単位（合作病院等）をいう。

#### ④機関

機関とは、国家の各級の権力機関、行政機関、裁判機関、検察機関を指している。このほか、各級の政治協商會議機関、軍事機関、民主党派機関等の組織をも含む。

#### ⑤団体

団体とは、人民団体と社会団体を指し、労働組合、共産主義者団体、婦人連合会、学生連合会、宗教団体、基金会、芸術団体等が含まれている。

以上から見ると、中国刑法が規定している単位犯罪の主体の範囲は、伝統的な法人犯罪の主体よりは、はるかに広いものである。

### 2、法人犯罪の行為について

新刑法は、法人犯罪に対し刑罰を規定しており、その多くは、「組織体が前項の罪（自然人犯罪に対する規定）を犯した場合は、組織体に対しては罰金を科する他、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対して、前項の規定により処罰する」という形式をとっている。しかし、法人を構成する自然人のうち、如何なる範囲の者の、どのような行為を法人の違反行為として捉えるかは問題となる。現行中国刑法典は、法人犯罪の成立要件、あるいは、法人处罚の要件について、まだ不明確である。

### 3、法人犯罪の主觀面について

法人犯罪の主觀的構成要件について、中国の刑法典は、これを定めていない。

### 4、法人犯罪に対する处罚の方式について

新刑法第31条は、「組織体が犯罪を犯した場合は、組織体に対して罰金を科する他、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者を刑罰に処する。」と定めている。また、刑法第396条は、「国家機関、国有会社、国有企業、事業体又は人民団体が、国家の規定に違反して、組織体の名義で国有資産を個人に分配し、その額が比較的多額である場合は、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、3年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し又は単科する。」と規定している。これらの規定から、中国刑法は、広く両罰制を採用すると同時に、また、ある情況の下で行われる法人犯罪に対して、ただ犯罪に關係した自然人のみを处罚する単罰制をも採用していることがわかる。

### 5、法人に対する罰金額について

新刑法は、法人犯罪に対して罰金刑を科す場合、常に限度額のない罰金制度を採用している。すなわち、法人に対して罰金に処すると規定しているだけで、具体的な罰金額を規定していないのである。

### 6、法人に対する刑罰の種類について

中国における法人处罚の手段は財産刑、つまり、罰金及び財産の没収である。刑法34条は、「①付加刑の種類は次の通りである。一、罰金、二、政治的権利の剥奪、三、財産の没収。②付加刑は、独立して適用することもできる」と定めている。したがって、中国において、罰金刑は付加刑と主刑との二つの役割を果たしている。

### 7、法人犯罪の対象となる分野について

法人犯罪の分野について、中国の刑法は、法人の犯罪能力を前提に、刑法の規定からも明らかにようやく、かなり広範に認めている。そこには、国家経済秩序、国家機関活動、社会管理秩序、社会公共安全を妨害する犯罪等が含まれる。

## 二、学説上の特徴

### 1、法人犯罪の主体について

中国の刑法学界において、法人犯罪の主体についての二つの見解がある。一つは、犯罪の主体が法人資格を持たなければならないとする見解である<sup>23</sup>。もう一つは、中国の法人犯罪の立法においては、法人の刑事责任を定めるばかりでなく、法人以外の組織体の刑事责任をも規定しており、したがって、組織体犯罪は、法人のみでなく、法人以外の組織も「単位犯罪」であると考える説である<sup>24</sup>。現在は、後者が有力説である。

新刑法が公布されるまでは、私営企業は法人犯罪の主体になれるか否かについてが論争点となり、刑法学界において肯定説と否定説が対立していた。肯定論は、所有制の性質は法人犯罪主体の判断基準にならないとした。なぜなら、個人企業、外国系独資企業等の私営企業はほかの所有制の企業と平等な主体であるべきで、私営企業犯罪を自然人犯罪として处罚することには無理があり、今まで私営企業は法人犯罪の主体にならないという規定がない。したがって、私営企業は法人犯罪の主体になるべきであると主張する。

これに対して、否定論者は次のように論じる。個人企業でも外国系の独資企業でも、本質的に言えば個人所有のものであり、すべての活動は、犯罪活動を含む所有者個人の利益のために行うものである。これは法人犯罪の“単位の利益のため”という特徴とは異なる。私営企業のすべての行為は個人行為であり、罪を犯した場合は個人的な責任を追及すべきである。なぜなら、法人犯罪の刑罰は個人犯罪の刑罰より軽く、私営企業の犯罪を法人犯罪とみなせば、私営企業に対する处罚は自然人と比べ不均衡となるからである。したがって、どのような形式の私営企業も法人犯罪の主体にならない。私営企業が罪を犯した場合は、当該企業所有者の責任を追及すべきである。

1987年1月22日公布の中華人民共和国税関法は初めて単位犯罪を規定した。当時、私営企業の犯罪は非常に少なかった。その後、1988年1月21日公布の密輸罪を处罚することに関する補充規定で、企業は密輸罪の主体になれる規定された。この規定には二つの特徴がある。一つは、法人犯罪の直接責任を負う主管人員及び直接責任人員に対する处罚は、通常の自然人による犯罪の場合よりずっと軽いと解されていることである。もう一つは、この規定では、密輸罪の主体は全人民所有及び集団所有の企業に限定され、私営企業を含んでいないと解されていたことである。この規定の第5条第3項に、「企業、事業体、機関若しくは団体が密輸してその違法収益を着服した場合、又は企業、事業体、機関若しくは団体の名義で密輸し、共同して違法取得を分配した場合は、この規定における個人が密輸罪を犯す規定により处罚する」とある。この規定からすれば、私営企業が密輸罪を犯した場合は、法人犯罪ではなく、自然人犯罪なのである。既述の横領罪・賄賂罪を处罚する補充規定（1988年）第6条は、明確に賄賂罪の主体を「全人民所有の企業、事業体、機関、団体」に限定し、直接責任を負う主管人員及び直接責任人員に対する处罚は通常の自然人による犯罪の場合よりかなり軽い刑罰を規定した。なぜなら、全人民所有または集団所有の企業が実施した犯罪は個人の利益ためではないからである。したがって、私営企業が密輸罪を犯した場合は自然人犯罪として处罚されたと解される。

ところが、法人犯罪に対する处罚の経験を積むのに伴い、法律は法人犯罪の直接責任を負う主管人員及び直接責任人员に対する处罚基準を自然人と区別しないようになった。麻薬を禁止することに関する決定（1990年）第5条第3項が前二項の犯罪行為を行った場合は、その直接責任を負う主管及び他の直接責任者は、前二項の規定により处罚するほか、組織体に対しては、罰金又は科料を併科する」と規定されているのは、その例である。1997年刑法に規定された法人犯罪の大部分も法人犯罪の個人に対する处罚基準を自然人と区別していない。このような情況の下で、私営企業を法人犯罪の主体から排

除することは意味がないと思われる。したがって、現在では私営企業は法人犯罪の主体に含まれると解すべきである。これによって、刑法に規定されたすべての単位犯罪は、特別の規定がない限り、私営企業に適用することができる。

## 2、法人犯罪の行為について

法人の構成員の行為は、如何なる条件を備える場合に、法人自体の犯罪行為と把握できるのか。

刑法学界では、法人の構成員たる自然人の行為をその法人の行為とするためには、(1) 法人の名義を用いて、(2) その違反行為を組織体の決定により実施したものである、という二つの要件を満たさなければならないと主張されている。「法人の名義を用いること」とは、法人に属する個人の行為を法人の行為と把握するための客観的要件であり、一般的にいえば、違反行為を個人の名義で実施する場合は、自然人犯罪しか構成できない。

## 3、法人犯罪の主觀面について

いかに法人犯罪の主觀的構成要件の限界を定めるかについて、中国の刑法典中にいまだ規定がないため、学界で様々な議論されている。法人犯罪は単に故意によってのみ構成されるとする主張があり、また、故意のみでなく過失によっても構成されるとする主張もある。法人の業務活動において、その代表人等が法律に違反し、単位の義務に背き、過失によって社会に危害を及ぼすのが単位過失犯罪であるとする<sup>25</sup>。これに対し、ある犯罪の目的が、単位の利益のためであるか否かが法人犯罪と自然人犯罪とを分ける重要なポイントであり、自然人のすべての犯罪は自分の利益のためであって、法人犯罪は過失犯罪でしかないとする主張もある。

实际上、中国において、法人犯罪は一般的な情況の下では故意犯ではあるが、過失犯を構成することもあり得るからである。刑法は明確にある種の法人犯罪を過失によって構成し得ると規定している。たとえば、中国現行刑法典第338条は、重大な環境汚染事故を発生させ、公私の財産に重大な損失を与えたる人を死傷させた場合の処罰について<sup>26</sup>定めている。いずれも単位が行う過失犯となり得るものである。この観点では、法人による過失犯罪の存在を否定すると、現行刑法の規定と一致しないことになる。また、ある単位に過失犯が発生するのは、同時にその単位が違法な利益を獲得した結果であるので、法人犯罪における過失犯は、単位が違法な利益を獲得するという特徴と矛盾するものではない。

## 4、法人犯罪に対する処罰的方式について

単位犯罪に対する処罰には、従来から両罰制と単罰制の区別がある。両罰制とは、単位犯罪の場合、単位を処罰するだけではなく、さらに単位の直接的な責任者（代表者、主管人員及びほかの関係者）を処罰する制度を指している。単罰制とは、法人犯罪に対し、ただ法人または個人の一方を処罰することを指している。単罰制は、「代罰制」あるいは「転嫁罰」ともいわれている。代罰制とは、法人犯罪が行われた場合、ただ法人の直接的な責任者である主管人員とほかの責任者を処罰し、法人を処罰しないことを指している。転嫁罰とは、法人の構成員が違反行為を行った場合、ただ法人のみを処罰し、直接的な責任者を処罰しないことを指している。

中国では、中華人民共和国税関法（1987年）で初めて法人犯罪に対して「両罰制」を採用し、その後法人犯罪に関して、多くの特別刑法は、こうした立法例を採っている。中国の新刑法は、法人犯罪に対し両罰制を一般的な原則として広く採用している。

現在、学説は現行刑法の法人処罰方式をほとんど支持している。

## 5、法人に対する罰金額について

既述のように、中国の現行刑法は法人犯罪に対して罰金を科す場合、常に限度額のない罰金制度を採用しているが、学界では、ほとんどの論者が、現行刑法は限度額のない罰金制を修正して、明確な罰金額を設けるべきであると主張している。

## 6、法人犯罪に対する処罰の種類について

中国の現行刑法の刑罰体系は自然人を予定して構成されている。罰金、没収等の財産刑が法人に対しても科し得るのは周知のことである。法人犯罪は自然人犯罪と区別される一種の新しい形態をもった犯罪であるがゆえに、法人犯罪に対して適当な刑罰を増設すべきだと主張されている。

## 7、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対する処罰について

直接責任を負う主管人員及び直接責任者に対する処罰には、二つの場合がある。すなわち、自然人と同一に処罰する規定と、自然人が犯した犯罪より軽く処罰する規定がそれである。前者の例は、刑法第152条2項で組織体が前項の罪を犯した場合、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者は、自然人に対する処罰規定により処罰すると定めている。後者の例では、賄賂罪の場合、個人が賄賂罪を犯したとき、五年以上の自由刑、情況が特に重い場合には、無期懲役あるいは死刑が科せられる。しかし、刑法第387条<sup>27</sup>では、法人が賄賂罪を犯し情況が重い場合は、法人の責任者等に対する法定刑は、自然人の法定刑より低くなっている。

## 第二節 日本における法人処罰の概説

### 一、法人処罰の刑法上の根拠

業務主処罰規定は、従業者が業務に関して違反行為を行った場合に業務主を処罰するものであるが、業務主だけを処罰する代罰（転嫁罰）規定と、従業者も共に処罰する両罰規定がある。古くは代罰（転嫁罰）規定が一般的であったが、昭和7年の資本逃避防止法以後は両罰規定が一般的となり、現在では両罰規定に統一されている。

業務主には、自然人業務主と法人業務主とがあり、両罰規定以前には両者は別々に規定されていたが、現在では両罰規定によって統一的に規定されている<sup>28</sup>。

日本の現行刑法典は、法人処罰の明文規定を有していない。判例も一貫して法人の犯罪能力を否定していた。しかし、「外国為替管理法」(1933年)に「両罰規定」が導入されたことで、法人業務に関する違反行為に対して、違反実行者と法人の両者を処罰する方式が確立した。刑法典上に法人処罰規定を持たない日本において、この両罰規定は刑法8条但書の「特別の規定」に当たると解されており、日本の法人処罰規定を議論する土台となっている。

刑法8条は、「この編の規定は、他の法令の罪についても適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない」と定めている。本条は、刑法第2編に定める罪に適用される第1編総則の諸規定が、刑法以外の刑罰規定に定める罪についても原則として適用されることを規定するとともに、但書で、その刑罰規定に刑法総則の規定と異なる特別の規定のある場合には、それにしたがって刑法総則の適用を排除して異なる取扱いを認めるものである。刑法総則の諸規定が、特別法に規定される罪を含めてすべての刑罰規定に共通的一般原理であること、また、そのことにより、刑法が全刑罰規定体系の基本法であることを明らかにしている。但書は、刑法以外で定められる刑罰規定の多くが、特定の行政目的を達成するために課される行政上の義務の履行を確保するために置かれているため、当該行政目的を達成するためには、刑法上の罪とは異なる取扱いをすることが合目的的な場合があり、また行政目的を離れても一般に、個々の法令の特殊性を反映させることが必要な場合もあることを根拠に、定められているのである<sup>29</sup>。

但書の「特別の規定」には、解釈論によって、明文の規定がない場合と明文の規定がある場合の2つの類型があるとされている。法人を含めた業務主処罰規定は後者の代表例である<sup>30</sup>。

### 二、判例から見た両罰規定の沿革

業務主の刑事責任の性質について、まず自然人業務主では、学説を背景に判例でも、他人の行為に基づく無過失責任と解された。そこで業務主処罰規定は、刑法第11章の共犯に関する「特別の規定」であるとともに、刑法38条1項を過失責任の規定と解するときはその「特別の規定」であることになる。その後、学説では選任・監督を怠った過失責任とする説が有力となつたが、1957年になって、最高裁は大審院以来の無過失責任説を改めて過失推定説（自然人業務主が従業員の選任や監督に過失がなかったことを立証すれば、業務責任を免れるという説）を採用する画期的な新判例を打ち出した。「特別の規定」としての性格は、選任監督を怠った過失は刑法38条1項の刑法犯の過失とは異なるとする限りでは、変わらない。1965年3月26日の判決において、最高裁は法人についても、違反行為者が代表者でない従業者の場合にも推及されるとした。この法人処罰についての過失推定説は、今でも判例において不動の地位を占めている。すなわち、刑法12章の共犯の理解は、刑法38条1項の「特別の規定」と同様であるといえる<sup>31</sup>。

現在法人犯罪の防止を企図して制定された法律条文は540条余に及んでいるが<sup>32</sup>、わずかの例外を除いてはすべて両罰形式に統一されている<sup>33</sup>。

### 三、学界における法人処罰に対する認識

#### 1、法人犯罪の主体について

何人の行為を法人の行為とするのが合理的かについては、法人の機関による行為、すなわち法人の代表者、理事、取締役、その他の役員（業務執行の中枢機関）の行為に限定すべきであるとする見解が有力である<sup>34</sup>。なお、法人の使用人その他の従業者は、通常の場合上級管理者の命令を実行するにすぎず、その行為が業務関連性を有していても、それだけでは法人の行為とすることはできないが、その者の行為が中枢機関の指示、命令、監督等により法人の意思を直接実現する形でなされたもの以上は、中枢機関を媒介としての法人の意思を直接実現するものであるから、法人の行為とすることになる。

#### 2、法人犯罪の行為について

いかなる態様の行為を法人の行為とするかということについて、二つの要件が必要である。すなわち、客観的要件と主観的要件である。

客観的要件については、当該自然人が業務ないし職務の範囲内で行為したことを要する。この行為の性質を業務関連性という。法人の役員及び法人の業務の執行に責任を有する機関の行為は、それが業務上の行為としてなされたものである限り法人の行為とするである。その他の従業者の行為は、客観的に業務関連性を有するほか、その行為が役員等の指示、命令、容認に基づいて行われた事を要する。

主観要件については、法人の代表者等の中枢機関がその権限に基づいて「法人の業務として」行為した場合、その者の目的、意図ないし意思の如何を問わずに法人の行為とする見解が有力である。代理人、使用人等の従業者が機関の指示等によって業務行為を行うときは、通常は法人の意思に基づいて違反行為が行われたとするのである。

#### 3、法人犯罪の主觀面について

現行刑法典は自然人の犯罪を本位としていることから、行政刑法に設けられた「両罰規定」において、主に「無過失責任説」と「過失責任説」の両面から展開されている。学界の解釈によても、法人の刑事責任は過失責任である。したがって、日本において法人犯罪はほとんど過失犯罪である。

#### 4、法人犯罪に対する処罰の方式について

日本においては、法人犯罪に対する「両罰規定」を探っている。両罰規定とは、従業員が業務に関して違反行為を行った場合、違反実行者と法人の両者を処罰する方式である。現在法人犯罪の防止を企図して制定された法律条文は、わずかの例外を除いてはすべて両罰形式を採用している。

## 5、法人に対する罰金額について

法人に対する制裁の立法例としては、刑罰としての罰金、行政罰としての制裁金ないし過料がほとんどである。中国と違い日本において、刑罰としての罰金の額は明確である。

## 6、法人犯罪の対象となる分野について

日本において、法人犯罪の分野について、公益法人であるか営利法人であるかを問わないが、実際には、法人企業の企業活動に付随して発生する犯罪が中心となる<sup>35</sup>。したがって、日本における法人犯罪は、ほとんど企業災害、企業取引上の犯罪に限定されている。

## 7、両罰規定の性質

現代社会においては、法人自体の違法行為が多くなっており、現行の両罰規定による法人処罰はほとんど無意味になっている<sup>36</sup>。主な根拠としては、まず、両罰規定によって処罰される犯罪の種類が限られており、例えば、本来法人の業務活動の一環として行われる贈賄罪のごとき刑法犯については適用することができないこと等から、法人犯罪の抑止力の観点からはほとんど無意味であるとされてきたのである。次に、両罰規定は過失推定の明文規定を持っているものとそうでないものとの両者を含んでいること、さらには、両罰規定を設ける基準が不明確であること等が指摘されている。そのため、現行の両罰規定による法人処罰を修正する必要があるという点については、学界ではほとんど争いがないのである<sup>37</sup>。

## 8、新しい法人処罰に関する立法論

両罰規定は、法人自体の違反行為というものを認めないために、個々の従業者の行為が法人全体の企業活動の一環として行われるという現在の企業活動の実態と合っていない。そこで、法人の企業活動に対し有効かつ適切な法的規制を加えるためには、法人の代表者、役員及び従業者等の個々の違反行為を、一定の要件のもとに法人の違反行為として把握し、法人自体の刑事責任を問う方法が必要になる。しかし、学者は法人処罰に対し様々な見解を主張している。以下は代表的な見解である。

① 法人独立行為責任論<sup>38</sup> 法人独立行為責任論とは、法人は肉体も意思も有しないので、肉体的拳銃を必要とする作為犯については法人の犯罪を考えにくいが、過失犯や不作為犯のように義務違反を本質とする犯罪については、客観的義務違反の事実が存在する以上法人の義務違反行為を觀念することができるとして主張する。

② 企業組織体責任論<sup>39</sup> 企業組織体責任論とは、客観的業務関連性を有する限り、代表者から末端の従業者に至る全ての行為者の行為を全般的に捉えて、法人の行為として評価すべきであるとする。

③ 三罰説<sup>40</sup> 三罰規定とは、法人の業務に関して違反行為が行われた場合、「両罰規定」のように、法人と違反行為者とを処罰するだけではなく、法人の代表者をも加えて三者を処罰することで、違反防止の実効性を高めるとともに、違反の実態に適合した処罰を確保しようとして主張された説である。

現在、いずれの説も支持を得ている。この問題に対する学界における立法論は十分に熟したものとはいいくらい難く、今後、注目されなければならない。

## 第三節 法人犯罪の中日比較

法人犯罪に対する認識は、中国と日本の間に相違がある。具体的には：

### 1、立法面について

中国において、現行刑法典は法人の犯罪能力を認めており、日本の場合では、法人の犯罪能力をいまだ認めていない。しかし、日本刑法8条但書は、主として行政目的達成のために用いられる刑罰法規の特殊性を考慮して、それぞれの法律に特別の規定のある場合には、刑法総則の適用を排除することを

認めている。すなわち、刑法は、その他の法律で法人の犯罪能力を肯定することを認めていると思われる。現在では、行政目的を達成するために法人犯罪の防止を企図して制定された法律条文は540条余に及んでいる、その限りでは法人犯罪を効果的に処罰できるとは言える。これに対して、中国の刑法典は法人の犯罪能力を認めてはいるが、法人処罰の歴史が浅く、法人犯罪に対する処罰経験が乏しくて、法人犯罪に対する刑法規定がいまだ不十分だと言わなければならない。特に、これまでの刑法典以外の法人犯罪に関する規定は、主として旧刑法典の部分改正としての刑法補充規定であり、経済、行政等に関連する法律に、法人犯罪に対する処罰規定が日本より非常に不足していると思われる。すなわち、行政目的を達成するために法人犯罪を防止しようとする場合には、日本に比較して非常に不利な立場にあると考えられる。

## 2、法人犯罪の主体について

法人犯罪の主体について、日本においては、公益法人、営利法人を問わないとは言え、実際には法人企業の業務活動に付随して発生する犯罪が中心となる。これに対して、中国では、法人犯罪の主体は法人だけではなく、法人以外の組織体も含まれている。刑法典に法人の犯罪能力を認めた中国にとって、このような法人犯罪主体の拡大は妥当だと思われる。

## 3、法人犯罪の主觀面について

法人犯罪の主觀面について、日本における法人犯罪は、ほとんどが過失犯である。他方、中国では、法人が犯罪能力を有することを認める関係上、法人犯罪は原則的には故意犯ではあるが、例外的に過失犯を構成することもある。現実から見れば、中国のほうが妥当だと思われる。

## 4、法人犯罪に対する処罰の方式について

法人犯罪に対する処罰の方式について、日本では、現在、ごく少数の例外を除いて、ほとんどすべての法人処罰規定が両罰規定の形式をとっている。これに対して、中国では、広く両罰制を採用すると同時に、既述のように、一定の情況の下で行われた法人犯罪に対してではあるが、その犯罪に關係した自然人を処罰する単罰制も規定している。しかし、内容的に見れば、中国の両罰制は日本の両罰規定とは違って、前述のように、法人だけではなく、実行行為者と法人の代表者をも含めて処罰しており、その意味では、日本の三罰制に相当するものと思われる。違反防止の実効性を高めるとともに、違反の実態に適合した処罰を確保するためには<sup>41</sup>、法人の代表者を含む三罰的法人処罰制は妥当であると思われる。

## 5、法人に対する罰金額について

日本において、法人犯罪に対して罰金刑を科する場合、限度額のある罰金制度を採用しているが、中国の場合には、常に限度額のない罰金制度を採用している。しかし、この点は、罪刑法定主義の觀点から不当だと思われる。

## 6、法人犯罪の対象となる分野について

既述のように、日本において、法人犯罪は、ほとんど企業災害、企業取引上の犯罪に限定されている。中国では、法人に犯罪能力を有することを認める関係上、法人犯罪の範囲も企業ぐるみの犯罪だけではなく、国家機関活動、社会管理秩序、社会公共安全を妨害する犯罪等も含まれている。

中日間の法人処罰を比べて、分析してみると、中国の法人処罰の刑事立法にはまだいくつかの問題が残されている。例えば、刑法典は法人犯罪の成立要件及び罰金の金額を明確に規定していないし、経済、行政等に関連する法律には法人犯罪に対する処罰規定は非常に少なく、また、法人犯罪に対する刑罰の種類も乏しいと思われる。この点は、今後、中国における経済及び社会の発展に伴い改善すべきであると考えられる。

## 第四章 今後の対策

1997年の新刑法は、法人犯罪及びそれに対する处罚を明確に規定した。したがって、現在の中国では、法人处罚は、単に刑法理論上の概念にすぎないのではなく、現行刑法に規定されているのである。しかし、法人を处罚するということに関しては歴史が浅く、法の不備は否めない。例えば、法律の条文が抽象的に過ぎ、具体性が乏しい、また、处罚に関する規定が充分ではない等である。本章において、中国における法人犯罪の主な問題点の指南、及びそれに対する改善策の提案を試みたいと思う。

### 一、法人犯罪の立法に関する考え方

中国の現行刑法典は法人の犯罪能力を認めているが、既述の原因でまだ不十分だと言わなければならぬ。政治、経済や社会の発展に伴い、法人による新たな違法行為の発生が確実に予想される。したがって、これらの違法行為を防止するために、刑法のみならず、経済、行政等の法律にも刑法の原則によって積極的に法人犯罪に対する处罚規定を設けるべきであると考える。そうすることによってのみ、以前にも増して法人犯罪を効果的に防止できるのみならず、刑法の頻繁な改正を避け、その安定を図ることができると思われる。

### 二、法人犯罪の構成要件に関する考え方

既述のように、新刑法は法人犯罪に対し刑罰を規定しており、その多くは、「組織体が前項の罪を犯した場合は、組織体に対しては罰金を科するほか、その直接責任を負う主管者及び他の直接責任者に対して、前項の規定により处罚する」という規定形式によっている。しかし、周知のように、法人の社会的活動は本来それを構成する自然人によって行われるのであるから、法人の行為責任に関しては、法人を構成する自然人のうち、如何なる範囲の者の、どのような行為を法人の違反行為として捉えるべきかが問題となる。ところが、新刑法は、当該法人の構成員の如何なる者のどのような行為がその法人自体のものと認められるかについて、何も規定していない。したがって、現行中国刑法典は、法人犯罪の成立要件、あるいは、法人处罚の要件について、いまだ不明確であると言える。これは司法実務において様々な問題を生むばかりではなく、現行中国刑法典第3条に設けられた罪刑法定主義との間にも矛盾を生じさせることになる。

これを解決する為に、以下の様に考えるべきであろう。中国の法人犯罪においては、法人の構成員の行為が、次の条件を満たした場合にのみ、法人の犯罪行為と見ることができるのでなかろうか。①法人による犯罪意思の支配の下で行われる行為でなければならない。②法人の利益のために行われる行為でなければならない。③法人の名義の下に実行される行為でなければならない。

### 三、罰金の不明確性に関する考え方

中国の新刑法の両罰制は、法人犯罪に対して罰金刑を科す場合、常に限度額のない罰金制度を採用している。法人に対して罰金に処すると規定しているだけで、具体的な罰金額を規定していないのである。これは、罪刑法定主義の観点からの非難を避けられないばかりでなく、司法実務においても困難な問題を惹き起こすことが予想できる。

この問題を解決するためには、倍数罰金と金額限定罰金とを導入すべきだと思われる。倍数罰金とは、不法取得額に応じて罰金の倍数を規定する罰金制度である。金額限定罰金とは、罰金額の上限と下限を限定する罰金制度である。このような罰金制度によって、司法機関は法人犯罪がもたらした社会に危害を与えた結果に基づいて、または他の状況及び単位の実際の執行能力を考慮して、適当な罰金額を定

めることができよう。

#### 四、法人处罚の刑種の不足に関する考え方

諸外国の法人犯罪に比べてみると、中国では犯罪主体の可罚範囲が非常に広い。すなわち、法人のみならず、法人以外の法人組織を有していない組織体も含む、事業・企業体、国家機関、社会団体等のいわゆる「単位」が法人犯罪の主体として認められている。それと同時に、法人犯罪の範囲も広く、国家経済秩序、国家機関活動、社会管理秩序を妨害する犯罪等が含まれている。しかし、法人犯罪に対する处罚は、諸外国と同様に、財産刑、つまり、罚金刑であるが、罚金刑及び財産の没収は、中国刑法においては軽微な犯罪に適用される刑罰にすぎず、その性格は、法人犯罪に対する唯一の制裁手段として法人犯罪の予防に役立つかどうか疑問である。

諸外国と同様に、中国の現行法の刑罰体系は自然人を予定して構成されている。罚金、没収等の財産刑を法人に対して科しうるのは周知のことである。しかし、刑法典は法人犯罪を犯罪の一種類として取扱うことを認めるのであるから、法人犯罪を处罚するという要請及び予防するという要請を考慮して、法人犯罪に対する専用の新しい刑罰を増設すべきだと思われる。上述の要請に従えば、以下のような法人犯罪に適用されるべき専用の新しい刑罰が設けられるべきであると思われる。

##### ① 罰金刑

これは一種の経済的处罚であり、法人が続けて犯罪を行う能力を制限する。倍数罚金制及び金額限定罚金制を採用すべきである。これを具体的に適用するには、犯罪の事実及び法人の財産状況に基づいて、罚金額を適切に算定し、法人の犯罪を处罚し、犯罪を予防する効果をあげ得るようにしなければならない。

##### ② 貢産の没収

これは主として法人の犯罪が続行される物質的な基礎を剥奪するものである。没収の範囲は、法人自身の財産の一部または全部に限らなければならない。

##### ③ 自然人の自由刑に相当するもの

法人犯罪に効果的に处罚するために、自然人の自由刑に相当するもの、例えば現在行政罰として行われている、営業の停止・営業の整理、業務活動の範囲の制限等は、刑罰化し、科すべきである。そうすることで、一定の時期または一定の業務範囲内において、法人から犯罪の機会を奪い、その再犯を防止することができよう。ただし、法人に対して営業停止・業務の整理という刑罰を行う際には、特に慎重を期し、社会生活の正常な営みに影響を与えないようにしなければならない。

##### ④ 自然人の死刑に相当するもの

例えば、強制解散。この種の刑罰は、長期にわたり何度も改めようとしない法人に対して、その犯罪の組織的基礎を消滅させるものである。法人に対する強制解散を適用する際にも厳しい条件をつけ、かつ厳格な手続に従わせるような、例えば再審制度等を設け、この刑罰が濫用されないようにしなければならない。

以上に述べた対策は、立法論として、概略的な立法の方向性を示したものにすぎず、依然として多くの問題が残されている議論ではある。だが具体的に研究され、解決されなければならない問題でもある。例えば、法人に対して处罚する罚金額の上限と下限、業務停止の条件と期間等、いずれも司法の実務と経験に依拠して、困難な調査と研究を尽くし、分析と総合を行い確定しなければならないものである。現時点では、刑法から頻繁な改正による不規則性を除去するために、適宜に法人犯罪を处罚できるよう、刑法の法人犯罪に対する規定の处罚原則と精神に基づき、単独の行政法規または経済法規の中に法人の处罚規定を設けるべきであると考える。

## 注釈及び参考資料

- 1 張文等「法人犯罪若干問題再研究」中国法学 1994 年 1 期 62 頁
- 2 中華人民共和国海関法第 47 条「企業、事業單位、国家機關、社会團体犯走私罪時，司法機關依法對其主要負責人及直接責任人追及刑事責任，對該單位處以罰金，沒收其走私貨物、物品、走私運輸工具及非法所得」
- 3 徐健「法人不能犯罪？」法学季刊 1982 年 3 期 32 頁
- 4 趙秉志「法人不能成為犯罪主体的思考」法学研究 1989 年 5 期 56 頁
- 5 趙秉志・前掲註 4 論文 58 頁
- 6 高銘宣「刑法總則要義」1986 年版 115 頁
- 7 高銘宣・姜偉「法人犯罪的若干問題」中国法学 1986 年 6 期 32 頁
- 8 趙秉志・前掲註 4 論文 59 頁
- 9 劉白筆「法人犯罪論」1992 年版 82 頁
- 10 何乘松「法人犯罪与刑事責任」1991 年版 440 頁以下
- 11 張文等・前掲註 1 論文 62 頁
- 12 張文等・前掲註 1 論文 67 頁以下
- 13 何乘松・前掲註 10 著書 501 頁
- 14 何乘松・前掲註 10 著書 503 頁以下
- 15 趙秉志・前掲註 4 論文 57 頁
- 16 1979 年刑法 127 条「工商企業違反商標管理法規，冒充其他企業已經註冊的商標，對直接責任人處以 3 年以下有期徒刑、拘役或者處以罰金」。
- 17 田中利幸「法人犯罪と両罰規定」中山研一ほか編『現代刑法講座 一巻 刑法の基礎理論』286 頁 1977 年
- 18 「全国人民代表大会常務委員會關於懲治走私罪的補充規定」第 5 条 “①企業事業單位、機關、團體走私本規定第一條至第三條規定的貨物、物品的，判處罰金，併對其直接負責的主管人員和其他直接責任人員，依照本規定對個人犯走私罪的規定處罰。②企業事業單位、機關、團體走私本規定第一條至第三條規定的貨物、物品，倐額在 30 萬元以上的，判處罰金，併對其直接負責的主管人員和其他直接責任人員，處 5 年以下有期徒刑或者拘役；情節特別嚴重，使國家利益遭受重大損失的，處 5 年以上 10 年以下有期徒刑；倐額不滿 30 萬元的，由海關沒收走私貨物、物品和違法所得，可以併處罰款，對其直接負責的主管人員和其他直接責任人員，由其所在單位或者上級主管機關酌情給予行政處分。”
- 19 「全国人民代表大会常務委員會關於懲治貪污賄賂罪的補充規定」第 6 条 “全民所有制企業事業單位、機關、團體，索取、收受他人財物，為他人謀取利益情節嚴重的，判處罰金，併對其直接負責的主管人員和其他直接責任人員，處 5 年以下有期徒刑或者拘役”。
- 20 「全国人民代表大会常務委員會關於禁毒的規定」第 10 条 “①…②依法從事生產、運輸、管理、使用國家管制的麻醉藥品、精神藥品的人員違反國家規定，向吸食、注射毒品的人提供國家管制的麻醉藥品、精神藥品的，處 7 年以下有期徒刑或者拘役，可以併處罰金。向走私、販賣毒品的犯罪分子或者以牟利為目的，向吸食、注射毒品的人提供國家管制的麻醉藥品、精神藥品的，依照第二條的規定處罰。③單位有第④款規定的違反犯罪行為的，對其直接負責的主管人員和其他直接責任人員，依照第④款的規定處罰，併對單位判處罰金”。
- 21 「全国人民代表大会常務委員會關於懲治走私、制作、販賣、伝播淫靡物品的犯罪分子的決定」第 2 條規定：“以牟利為目的，制作、複製、出版、販賣、伝播淫靡物品的，處 3 年以下有期徒刑或者拘役，併處罰金；情節嚴重的，處 3 年以上 10 年以下の有期徒刑，併處罰金；情節特別嚴重的，處 10 年以上有期徒刑或者無期徒刑，併處罰金或者沒收財產。情節較輕的，由公安機關依照治安管理處罰條例的有關規定處罰。為他人提供書號，出版淫靡書刊的，處 3 年以下有期徒刑或者拘役，併處或者單處罰金；明知他人用于出版淫靡書刊而提供書號的，依照前款的規定處罰”。第 3 條規定：“在社會上傳播淫靡書刊、影片、錄像帶、錄音帶、圖片、或者其他淫靡物品，情節嚴重的，處 2 年以下有期徒刑或者拘役。情節較輕的，由公安機關依照治安管理處罰條例的有關規定處罰”。
- 22 「全国人民代表大会常務委員會關於懲治偷稅、抗稅犯罪的補充規定」第 1 條：“納稅人採取偽造、變造、隱匿、擅自銷毀帳簿、記帳憑証，在帳簿上多列支出或者不列、少列收入，或者進行虛假的納稅申報手段，不繳或者少繳應納稅款的，是偷稅…”；第 2 條：“納稅人欠繳應納稅款，採取轉移或者隱匿財產的手段，致使稅務機關無法追繳欠繳的稅款…”；第 5 條：“事業企業單位採取對所生產或者經營的商品假報出口等欺騙手段，騙取國家出口退稅款，數額在 1 萬元以上的，…”

- 23 「全国人民代表大会常務委員會關於懲治假冒註冊商標犯罪的補充規定」第 1 条：“未經註冊商標所有人許可，在同一種商品上使用與其註冊商標相同的商標，違法所得數額較大或者有其他嚴重情節的，…銷售明知是假冒註冊商標的商品，違法所得數額較大的，…”；第 2 条 “偽造、擅自製造他人註冊商標或者銷售偽造、擅自製造的註冊商標標識，違法所得數額較大或者有其他嚴重情節的，依照第 1 条第 1 款的規定處罰”。
- 24 「全國人民代表大會常務委員會關於懲治生產、銷售偽劣商品犯罪的決定」第 1 条 “生產者、銷售者在產品中摻雜、摻假，以假充真，以次充好或者以不合格產品冒充合格產品，違法所得在…”；第 2 条 “生產、銷售假藥，足以危害人体健康的，…；對人体造成嚴重危害的，…；致人死亡或者對人体造成其他特別嚴重危害的，…”；第 4 条 “生產不符合保障人体健康的國家標準、行業標準的醫療器械、醫用衛生材料，或者銷售明知是不符合保障人体健康的國家標準、行業標準的醫療器械、醫用衛生材料，對人体健康造成嚴重危害的，…；後果特別嚴重的，…”。
- 25 「全國人民代表大會常務委員會關於嚴懲組織、運送他人偷越國境犯罪的補充規定」第 2 条 “以勞務輸出、經貿往來或者其他名義，弄虛作假，騙取護照、簽證等出境証件，為組織他人偷越國境使用的，依照本規定第一條的規定處罰。單位有前款規定的犯罪行為的，對單位判處罰金，併對直接負責的主管人員和其他直接責任人員，依照本規定第一條的規定處罰”。
- 26 「全國人民代表大會常務委員會關於懲治著作權的犯罪的決定」第 1 条 “以營利為目的，有下列侵犯著作權情形之一，違法所得數額較大或者有其他嚴重情節的，…（一）未經著作權人許可，複製發行其文字作品、音樂、電影、電視、錄像作品、計算機軟件及其他作品的；（二）出版他人享有專有版權的圖書的；（三）未經錄音錄像製作者許可，複製發行其制作的錄音錄像的；（四）制作、銷售假冒他人署名的美術作品的”。第 2 条 “以營利為目的，銷售明知是第一條規定的侵權複製品，違法所得數額較大的，處 2 年以下有期徒刑、拘役，單處或者併處罰金；違法所得數額巨大的，處 2 年以上 5 年以下有期徒刑，併處罰金”。
- 27 「全國人民代表大會常務委員會關於懲治違反公司法的犯罪的決定」第 6 条：“承担資產評估、驗資、驗証、審計職責的人員故意提供虛假證明文件，情節嚴重的，處 5 年以下有期徒刑或者拘役，可以併處 20 萬元以下罰金。單位犯前款罪的，對單位判處違法所得 5 倍以下罰金，併對直接負責的主管人員和其他直接責任人員，依照前款的規定，處 5 年以下有期徒刑或者拘役”。
- 28 「全國人民代表大會常務委員會關於懲治破壞金融秩序犯罪的決定」第 6 条 “(甲)未經中國人民銀行批准，擅自設立商業銀行或者其他金融機構的，…情節嚴重的，…(乙)偽造、變造、轉讓商業銀行或者其他金融機構經營許可証的，依照前款的規定處罰。(丙)單位犯前二款罪的，對單位判處罰金，併對直接負責的主管人員和其他直接責任人員，依照第一款的規定處罰”。第 15 条 “(丁)銀行或者其他金融機構的工作人員違反規定為他人出具信用証或者其他保函、票據、資信證明，造成較大損失的，處 5 年以下有期徒刑或者拘役；造成重大損失的，處 5 年以上有期徒刑。(戊)單位犯前款罪的，對單位判處罰金，併對直接負責的主管人員和其他直接責任人員，依照前款的規定處罰”。
- 29 申虎根「簡論中國刑法對單位犯罪的規定」延辯社會科學 1998 年 4 期 66 頁
- 30 申虎根・前揭註 29 論文 67 頁以下
- 31 中國刑法第 126 条：“依法被指定、確定的槍支制作企業、銷售企業，違反槍支管理規定，有下列行為之一的，對單位判處罰金，併對其直接負責的主管人員和其他直接責任人員處 5 年以下有期徒刑；情節嚴重的，處 5 年以上 10 年以下有期徒刑；情節特別嚴重的，處 10 年以上有期徒刑或者無期徒刑：（一）以非法銷售為目的，超過限額或者不按照規定的品種製造、配售槍支的；（二）以非法銷售為目的，製造無號、重號、假號的槍支的（三）非法銷售槍支或者在境內銷售為出口製造的槍支的”。
- 32 中國刑法第 281 条 “非法生產、買賣人民警察制式服裝、車輛號牌等專用標志、警械，情節嚴重的，處 5 年以下有期徒刑、拘役或者管制，併處或者單處罰金。單位犯前款罪的，對單位判處罰金，併對直接負責的主管人員和其他直接責任人員，依照前款的規定處罰”。
- 33 中國刑法第 137 条 “建設單位、設計單位、施工單位，工程監理單位違反國家規定，降低工程質量標準，造成重大安全事故的，對直接責任人員，處 5 年以下有期徒刑或者拘役，併處罰金；後果特別嚴重的，處 5 年以上 10 年以下有期徒刑，併處罰金”。
- 34 有限責任會社は、株主がその出資額を以て限度とし会社に対し責任を受け、会社はその全部の資産を以て会社に対する債務の責任を受け。
- 35 株式有限公司は、その資本の全部を等額の株式に分け、株主はその所持する株式を以て限度とし会社に対する責任を受け、会社はその全部の資産を以て会社に対する債務の責任を受け。
- 36 劉白筆・前掲註 9 論文 116 頁
- 37 劉生榮・「中國法學」雜誌 1992 年 6 期 78 - 79 頁

- 38 婁曇生「法人犯罪」 中国政法大学出版社 1996 年版 90 頁
- 39 中国刑法第 338 条：“違反国家規定，向土地、水体、大氣排放、傾倒或者处置有放射性的廢物、含伝染病病原体的廢物、有毒物質或者其他危險廢物，造成重大環境污染事故，致使公私財產遭受重大損失或者人身傷亡的嚴重後果的，處 3 年以下有期徒刑或者拘役，併處或者單處罰金；後果特別嚴重的，處 3 年以上 7 年以下有期徒刑，併處罰金”。
- 40 中国刑法第 387 条：“国家機關、国有公司、企業、事業單位、人民團體，索取、非法收受他人財物，為他人謀取利益，情節嚴重的，對單位判處罰金，併對直接負責的主管人員和其他直接責任人員，判處 5 年以下有期徒刑或者拘役。前款所列單位，在經濟往來中，在帳外暗中收受各種名義的回扣、手續費的，以受賄論，依照前款的規定处罚”。
- 41 田中利幸・前掲註 17 論文 271 頁以下
- 42 田中利幸・大塚 仁編「新判例コメントナル刑法 第一巻」59 頁三省堂 1996 年
- 43 田中利幸・前掲註 42 論文 62 頁
- 44 田中利幸・前掲註 42 論文 62 頁
- 45 周振想・「華東政法学院学報」1999 年 1 期 4 頁
- 46 田中利幸・前掲註 17 論文 279 頁
- 47 大谷 實・刑法総論講義（第三版）121 頁
- 48 大谷 實・「法人处罚の在り方」 同志社法学 43 卷 2 号 4 頁
- 49 藤木 英雄・「法人に刑事責任がありうるか」季刊現代経済一四号 162 頁
- 50 大谷 實・前掲註 48 論文 4 頁
- 51 藤木 英雄・「法人に刑事責任がありうるか」季刊現代経済一四号 162 頁
- 52 板倉 宏・「企業組織体責任論と法人处罚」 同著『現代社会と新しい刑法理論』（1980 年版 効草書房）46 頁
- 53 田中利幸・前掲註 17 論文 280 頁以下